

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

## 規則

○特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則の一部を改正する

規則

## 告示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退

○県営土地改良事業の工事の完了

○遊漁規則の変更認可

○宮城県黒川高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託

○宮城県美術館特別展「ルートヴィヒ美術館所蔵ピカソと二十世紀美術の巨匠たち」に係る観覧料の徴収事務の委託

○土地改良区役員の退任の届出

○土地改良区の定款変更の認可(二件)

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十八条第一項の規定による少年指導委員の委嘱

○宮城県告示第四百九十四号

○宮城県告示第四百九十四号

○宮城県告示第四百九十四号

○宮城県告示第四百九十四号

○宮城県告示第四百九十四号

四

四

四

四

四

三

三

三

三

三

二

二

一

(疾病・感染症対策室)

(共同参画社会推進課)

(障害福祉課)

(同)

(同)

(同)

(農村振興課)

(水産業振興課)

(教育庁高校教育課)

(教育庁生涯学習課)

(気仙沼地方振興事務所)

(北部地方振興事務所)

## 選挙管理委員会

公安委員会

○宮城県告示第四百九十四号

四

## 規則

特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十四号

特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則の一部を改正する規則

特定疾患の治療に係る通院介護費用交付規則(平成二十二年宮城県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「者のうち」を「児童等のうち」に改める。

第一条中「者のうち」を「児童等のうち」に改める。

第二条第一号中「二級以上である者」を「一級又は二級である者(年齢が二十歳未満である者に限る。)」に改め、同条第三号中「もの」の下に「(年齢が二十歳未満であるものに限る。)」を加える。

附則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

## 告示

○宮城県告示第四百九十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 よりそつて石巻

一 代表者の氏名 阿部 幸子

二 主たる事務所の所在地 石巻市山下町二丁目三番十三号

三 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす障がい児・者及び家族に対して、生涯を通じて安心して生活が送れるように支援する事業を行い、活力ある地域

社会の実現に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年四月十九日

○宮城県告示第四百九十四号

○宮城県告示第四百九十四号

○宮城県告示第四百九十四号

○宮城県告示第四百九十四号

○宮城県告示第四百九十四号

平成二十二年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ハートアンドホープ

一 代表者の氏名 高橋 伸生

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区柳生三丁目一番地の一

三 定款に記載された目的 この法人は、暮らしの中の小さな困りごとを解消するために、コミュニティケーションの機会と場を設け、職業・性別・年齢・地域を越えた相互援助を構築することで、地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年四月二十七日

○宮城県告示第四百九十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 スペシャルオリンピッククス日本・宮城

一 代表者の氏名 清野 剛

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区本町三丁目五番二十二号宮城県管工事会館1F

三 定款に記載された目的 この法人は、宮城県内に在住する知的発達に障害のある人びとが、オリンピックの競技種目に準じた各種のスポーツトレーニングや競技会に参加することにより、健康を増進し、人間として生きる勇気と喜びを感じ、家族や他の競技参加者、そして地域の人々と才能、技能、友情を共に分かち合える機会を継続的に提供することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年三月三十日

○宮城県告示第四百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 パブリックサービス21

一 代表者の氏名 小野寺 健

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区国見三丁目十二・三三ニューライフ国見マンション八〇五号室

三 定款に記載された目的 この法人は、関係諸団体とのパートナーシップのもとにNPO支援やまちづくり、福祉、環境、文化芸術などに関する事業を行い、パブリックセクター（官）とプライベートセクター（民）の関係を通してこれからの時代のパブリックサービスのあるべき姿を希求し、調査・研究・実践することによって心豊かな幸せを実感できる地域社会を形成していくことを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年四月二十七日

○宮城県告示第四百九十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百三十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二〇〇五九六	デイサービスセンター桜・さくら 石巻市水押二丁目九番市営住宅四号棟十六	生活介護	社会福祉法人 夢みの里	平成二十二年四月一日
○四一五二〇一一二	メルヴェイユ仙台 仙台市青葉区上杉一 仙一〇一 アロエ	就労移行支援	社会福祉法人 鹿島育成園	平成二十二年五月一日
○四一五二〇〇七〇八	アグリテック工房 仙台市宮城野区松岡 町十・七 大倉ビル三階	就労継続支援A型	特定非営利活動法人 桑の木	平成二十二年五月一日
○四一五二〇〇七一六	就労支援センター ウイング・ヒュー マンサポート宮城野 仙台市宮城野区宮野 五・一・二十三 国際 航空産業ビル一階	就労移行支援	株式会社 ウィングル	平成二十二年五月一日
○四一五五〇〇一五六	障害者居宅介護事業 オールハンス・	行動援護	社会福祉法人	平成二十二年

〇四一五五〇〇七四三	なのはな 仙台市泉区加茂二丁目十三番一號	就労移行支援	なのはな会	五月一日
〇四一五二〇〇七三	らく老番館 仙台市宮城野区鶴ケ谷四丁目二十四番地十七	共同生活介護 共同生活援助	社会福祉法人 仙台つるがや 福祉会	平成二十二年 六月一日
			株式会社ウイ ングル	平成二十二年 五月一日

〇宮城県告示第四百九十八号

障害者自立支援法平成十七年法律第二百二十三号(第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四二〇二〇〇五二三	事業所の名称及び所在地 デイサービスセンター 桜・さくら 石巻市水押二丁目九番市営住宅四号棟十六	廃止した指定障害福祉サービスの種類 生活介護	設置者名 特定非営利活動法人 みのり	廃止年月日 平成二十二年 三月三十一日
------------	---	---------------------------	--------------------------	---------------------------

〇宮城県告示第四百九十九号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。

平成二十二年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四二〇二〇〇三六四	事業所の名称及び所在地 ワークスつばさ 石巻市沢田字広見山十三番一	設置者名 社会福祉法人 石巻祥心会	辞退年月日 平成二十二年 六月三十日
---------------------	---	-------------------------	--------------------------

〇宮城県告示第五百号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の第三項の規定により公告する。

平成二十二年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
幡谷	湛水防除事業	平成二十二年二月二十二日

〇宮城県告示第五百一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百九条第三項の規定により、次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

平成二十二年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号  
名称 鳴瀬吉田川漁業協同組合

住所 加美郡加美町字百目木一番二番地一  
免許番号 内共第十四号及び内共第十五号

二 遊漁規則の変更内容  
次のとおり

「次」は省略し、その関係書類を宮城県農林水産部水産振興課に備え置いて、平成二十二年五月十四日から同月二十八日まで縦覧に供する。

三 変更後の遊漁規則の施行日

平成二十二年四月二十八日

〇宮城県告示第五百二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、宮城県黒川高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十二年四月一日次のとおり委託した。

平成二十二年五月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方  
宮城県黒川郡大和町吉岡南三丁目六番地の二 あさひな農業協同組合

二 委託期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

○宮城県告示第五百三三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第五十八号）第一項の規定により、宮城県美術館特別展「ルートヴィヒ美術館所蔵ピカソと二十世紀美術の巨匠たち」に係る観覧料の徴収事務を平成二十二年四月二十一日次のとおり委託した。

平成二十二年五月十四日

一 委託の相手方

仙台市宮城野区日の出町一丁目五番二十三号  
株式会社宮城テレビ放送

二 委託期間

平成二十二年五月二十二日から同年七月十一日まで

○宮城県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、階上大谷土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年五月十四日

気仙沼地方振興事務所

所長 宮 原 賢 一

退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十二年三月三十一日	佐藤 孝友	気仙沼市波路上杉ノ下八四番地	理事

○宮城県告示第五百五号

大崎土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十二年四月二十八日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年五月十四日

北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

○宮城県告示第五百六号

小牛田町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十二年四月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年五月十四日

北部地方振興事務所

所長 高 橋 幸 夫

選挙管理委員会

○宮選管告示第五十八号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

青下集会所の項を削る。

大沢北区集会所の項の次に次のように加える。

仙台市将監中央コミュニティ・センター 同 市泉区将監殿四丁目二番地の一

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第65号

風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項に規定する少年指導委員を平成22年4月28日付けで、次のとおり委嘱した。

平成22年5月14日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

活動区域	少年指導委員の氏名及び住所
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮	遺 藤 篤 勇 大崎市田所大塚字百塚18番地

城県条例第32号)別  
表に規定する宮城県  
古川警察署の管轄区  
域